

# 兵庫県公報

令和7年3月18日 火曜日 第600号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（地域産業立地課）	2
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部改正（農産園芸課）	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	8
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	9
○ 同 上（同）	13
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	14
○ 中播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	15
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	15
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	16
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	16
○ 同 上（東播磨県民局）	17
○ 同 上（北播磨県民局）	17
<b>公 告</b>	
○ 落札者等の公示（川西こども家庭センター）	17
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	18
<b>病院局公告</b>	
○ 兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）院内搬送ロボットリース調達に係るプロポーザル の実施	18
<b>教育委員会規則</b>	
○ 兵庫県教育職員免許状再授与審査会規則	21
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則 の一部を改正する規則	22

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県教育職員免許状再授与審査会規則（教育委員会規則第1号）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の制定により、児童生徒等に対する性暴力等を行ったことにより教育職員免許状（以下「免許状」という。）が失効等となった者に対し、免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされたことに伴い、兵庫県教育職員免許状再授与審査会に関して必要な事項を定めることとした。

### ◎兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）

県立高等学校の設置、学科の新設及び廃止に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

告 示

**兵庫県告示第172号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く。）、三木市（吉川町の区域に限る。）、高砂市、加西市、丹波篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、川辺郡、美方郡	令和8年3月10日（火）から同月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	その質量計の所在の場所



**兵庫県告示第173号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和7年3月5日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名 農地環境整備事業
- 2 地区名 能座地区
- 3 縦覧の期間  
令和7年3月18日から同年4月7日まで
- 4 縦覧の場所
  - (1) 養父市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (2) 兵庫県ホームページ  
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/nouza-henkou.html>)



**兵庫県告示第174号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
三木市
- (2) 調査を行った期間  
令和4年10月から令和6年2月まで

- (3) 成果の名称  
三木市吉川町上松の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
三木市吉川町上松
- (5) 認証年月日  
令和7年3月5日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間  
令和3年5月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称  
神河町（杉の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
神崎郡神河町杉の一部
- (5) 認証年月日  
令和7年3月5日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間  
令和2年7月から令和6年2月まで
- (3) 成果の名称  
香美町（小代区茅野（203072））の地籍図及び地籍簿20202858504地区
- (4) 調査を行った地域  
美方郡香美町小代区茅野の一部
- (5) 認証年月日  
令和7年3月5日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間  
令和2年7月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称  
香美町（香住区余部（201502））の地籍図及び地籍簿20202858505地区
- (4) 調査を行った地域  
美方郡香美町香住区余部の一部
- (5) 認証年月日  
令和7年3月5日



兵庫県告示第175号

平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部を次のように改正し、令和7年3月31日から施行する。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1の表水稻の款中

「

水稻	基幹奨励品種	水稻うるち	ヒノヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ、きぬむすめ
	特定奨励品種	水稻うるち	どんとこい、五百万石、兵庫北錦、兵庫夢錦、山田錦
		水稻もち	ヤマフクモチ、はりまもち

」

を  
「

水稻	基幹奨励品種	水稻うるち	ヒノヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ、きぬむすめ、コノホシ
	特定奨励品種	水稻うるち	どんとこい、五百万石、兵庫北錦、兵庫夢錦、山田錦
		水稻もち	ヤマフクモチ、はりまもち

に改める。



**兵庫県告示第176号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
室津浦	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第125号共同 漁業権漁場の 区域	3月1日から 4月30日まで	別記1	5トン 未満	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月18日から同年4月18日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。

イ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

ウ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



**兵庫県告示第177号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
炬口	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1	周年	別記2	5トン未満	2隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月18日から同年4月18日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

洲本市洲本港北防波堤から洲本市、洲本市安乎町平安浦、淡路市里界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
炬口	さより 船びき網漁業	別記1	周年	別記2	5トン 未満	2隻	別記3

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月18日から同年4月18日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 午後3時から午前4時まででは操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

洲本市洲本港北防波堤から洲本市、淡路市界に至る間に設定されている共同漁業権の区域（共第104号の区域）

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第179号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
西二見	あじ五智網漁業	別記の1	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	4隻	定めなし
育波	あじ五智網漁業	別記の2	6月1日から 11月30日まで	同上	同上	2隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年4月30日から同年5月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 淡路市野島江崎から室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



兵庫県告示第180号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路市	建廻網漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月18日から同年4月18日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第181号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石浦	ひき縄漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
北淡	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月18日から同年4月18日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 淡路市野島江崎から同市江井に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第182号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
神戸市兵庫区金平町1丁目6番16号 湯本章年 同市同区金平町1丁目14番15号 糸谷謙一	兵庫	兵庫漁業協同組合
明石市港町14番12号 山本博之 同市岬町14番4号 鳥居重孝	明石浦	明石浦漁業協同組合
明石市硯町3丁目5番2号—113 隅谷肇 同市林1丁目8番23号 福井貴章	林崎	林崎漁業協同組合
明石市大久保町江井島814—7 橋本幹也 同市魚住町中尾11—1 竹本義美	江井ヶ島	江井ヶ島漁業協同組合
たつの市御津町岩見1376—3 植田浩之 同市御津町岩見1326 井上正俊	岩見	岩見漁業協同組合
淡路市育波154 金丸裕喜 同市育波170—1 柿本臣則	育波浦	育波浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月18日から4月1日まで

(2) 縦覧場所

兵庫加入区	神戸市兵庫区吉田町3—7—29	兵庫漁業協同組合
明石浦加入区	明石市岬町33—1	明石浦漁業協同組合
林崎加入区	同市林3—19—27	林崎漁業協同組合
江井ヶ島加入区	同市大久保町江井島418—6	江井ヶ島漁業協同組合
岩見加入区	たつの市御津町岩見1308番地5	岩見漁業協同組合
育波浦加入区	淡路市育波148—3	育波浦漁業協同組合



兵庫県告示第183号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
田岡化学工業株式会社播磨工場  
加古郡播磨町宮西2丁目10番6号  
工場長 北野 耕治
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
田岡化学工業株式会社播磨工場  
加古郡播磨町宮西2丁目10番6号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号イ 縮合反応施設		33号リ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	
能	力	容量1m <sup>3</sup>		容量0.25m <sup>3</sup>	
工事着手予定年月日		既設		同左	
工事完成予定年月日		既設		同左	
使用開始予定年月日		許可後		同左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6~9	6~9	6~9	6~11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,600	450	750
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	620	1,200	150	250
	浮遊物質 (単位 mg/L)	—	—	20	50
	窒素含有量 (単位 mg/L)	2	4.3	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		1	1	0	0.2

備考 既設特定施設の使用方法を変更するとともに、汚水等の一部は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年3月18日から同年4月8日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課

33号リ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		33号ヌ 湿式集じん施設		46号イ 水洗施設 (No. 1)	
容量0.35m <sup>3</sup>		容量0.06m <sup>3</sup>		容量20m <sup>3</sup>	
同 左		許可後		既 設	
同 左		許可後1週間		既 設	
同 左		完成後		許可後	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
6～9	6～9	2～8	2～9	10～12	10～12
1,800	1,800	970	1,500	6,000	9,200
950	950	5,200	6,200	69,000	75,000
—	—	9,700	12,000	20	30
—	—	960	1,400	—	—
0.35	0.4	0.06	0.1	2.94	3

46号イ 水洗施設 (No. 2)		46号イ 水洗施設 (No. 3)		46号ロ ろ過施設 (No. 1)	
同 左		容量5 m <sup>3</sup>		容量0.94m <sup>3</sup>	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
10~12	10~12	3~8	3~9	9~11	9~11
73,500	75,000	1,500	3,800	8,500	10,000
5,800	7,000	2,000	3,000	3,200	4,500
20	30	3	10	20	30
—	—	—	—	—	—
9.07	9.1	4.5	4.5	9.06	9.2

46号ロ ろ過施設 (No. 2)		46号ニ 廃ガス洗浄施設	
同 左		容量0.6m <sup>3</sup>	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
—	—	7～11	9～13
—	—	9,000	12,000
—	—	8,800	11,000
—	—	800	2,300
—	—	—	—
20	20	0.6	0.6



**兵庫県告示第184号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
東洋紡エムシー株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900

- 工場長 奥田正浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋紡エムシー株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ろ過施設		71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設	
能	力	容量475L		伝熱面積9.99m <sup>2</sup>	
工事着手予定年月日		許可後		同左	
工事完成予定年月日		着手後1箇月		同左	
使用開始予定年月日		完成後		同左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1	1	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100,000	100,000	—	—
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	—	—	1,300,000	1,300,000
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	70,000	90,000	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.59	0.76	0.24	0.31

備考 汚水等は焼却処理又は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年3月18日から同年4月8日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課



兵庫県告示第185号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
佐田(2)	豊岡市		日高町佐田	矢谷 当田	112番の一部、113番の一部、113番1の一部、439番の一部、440番の一部、443番の一部、444番の一部、469番の一部、470番1の一部、474番1の一部、474番2、474番3、476番の一部、474番1地先の水路敷の一部 488番の一部
佐田(3)	豊岡市		日高町佐田	柳ヶ坪 谷田 矢谷	50番の一部、51番の一部、53番の一部、54番の一部、58番、58番1、59番の一部、60番、63番の一部、65番、50番から51番に至る地先の道路敷の一部、50番から65番に至る地先の道路敷の一部 99番4の一部、100番1の一部、103番の一部、104番、105番の一部 448番の一部、449番、450番、451番の一部、448番から450番に至る地先の道路敷の一部、449番地先の道路敷の一部、449番から450番に至る地先の水路敷



兵庫県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.4.530号 亀山線
- 3 事業施行期間  
令和2年12月4日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



兵庫県告示第187号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人はりまのいばしょ	たつの市御津町黒崎718番地1	たつの地区：たつの市御津町釜屋9-17 1F 家島地区：姫路市家島町真浦706番 相生地区：兵庫県相生市2丁目15-35	令和7年3月6日



**兵庫県告示第188号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については令和7年3月10日から、2については令和7年3月31日から適用する。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	同 緑が丘支店	三木市緑が丘町東
--	---------	----------

」

を

「

	同 緑が丘支店	三木市緑が丘町東
	同 広野支店	三木市志染町広野

」

に改める。

2 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	兵庫みらい農業協同組合本店	加西市玉野町
	同 北条富田支店	加西市北条町栗田

」

を

「

	兵庫みらい農業協同組合 北条富田支店	加西市北条町栗田
--	-----------------------	----------

」

に改める。



**兵庫県告示第189号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年3月18日

兵庫県神戸県民センター長 内藤良介

1 重要調整池の所在地

神戸市北区道場町生野字南山1172番1外1筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
北神吉田建設株式会社	神戸市北区道場町日下部1545番地	吉 田 浩 三



**兵庫県告示第190号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年3月18日

兵庫県東播磨県民局長 野 北 浩 三

- 重要調整池の所在地  
加古郡稲美町中村字八反坪、字菊及び字徳の各一部
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
稲美町	加古郡稲美町国岡1丁目1番地	中 山 哲 郎
稲美町菊徳土地区画整理組合	加古郡稲美町国岡1丁目1番地	南 正 晴



**兵庫県告示第191号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年3月18日

兵庫県北播磨県民局長 成 田 徹 一

- 重要調整池の所在地  
小野市浄谷町2096番29外
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
寿建設運送	小野市片山町1500—8	代表 田中 さおり

**公 告**

**落札者等の公示**

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月18日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長 山 元 浩 司

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県川西こども家庭センター一時保護所電化製品等一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県川西こども家庭センター 川西市火打1丁目12番16号キセラ川西プラザ3階
- 落札者を決定した日  
令和7年3月4日
- 落札者の名称及び住所  
アイリスチトセ株式会社兵庫支店 神戸市中央区浪花町59神戸朝日ビル15階

- 5 落札金額（税込）  
6,042,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年2月18日



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 グリーンプラザべふ  
所在地 加古川市別府町緑町2番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
多木化学株式会社	加古川市別府町緑町2番地	多木勝彦
別府鉄道株式会社	加古川市別府町緑町8番地	大橋正
- 3 変更事項  
廃棄物等の保管施設の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- 4 変更年月日  
令和7年3月10日
- 5 届出年月日  
令和7年2月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和7年3月18日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
  - (1) 提出期限  
令和7年7月18日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

**病 院 局 公 告**

**兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）院内搬送ロボットリース調達に係るプロポーザルの実施**  
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和7年3月18日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立西宮病院 院長 野口眞三郎

- 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）院内搬送ロボット 6台
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）院内搬送ロボットリース調達に係るプロポーザル基本仕様書及び企画提案募集要領で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
令和8年度上期  
上記とするが現時点で開院時期未定のため、別途協議とする。
- (4) 履行場所  
兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）西宮市津門大塚町

## 2 参加資格

- (1) 次の要件を満たす搬送ロボット製造事業者と連携し、医療機関での使用を想定した搬送ロボットのリース調達が可能な者であること。  
日本国内において、一般病床300床以上の高度急性期又は急性期医療機関で2台以上による稼働実績もしくは実証実験による運用実績を、1医療機関以上有すること。ただし、複数の搬送ロボット製造事業者との連携により、本入札に参加をしていないものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (5) 兵庫県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからウに該当する者でないこと。（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）
  - ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等
    - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - (ロ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(イ)に該当する者
    - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者
    - ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が上記ア及びロのいずれかに該当する者

## 3 参加手続

- (1) 事務局  
〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町13-9  
県立西宮病院総務部 経理課  
電話 (0798) 34-5151  
FAX (0798) 23-4594
- (2) 募集要領の配布
  - ア 配布期間  
令和7年3月18日（火）から同年4月2日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。
  - イ 配布場所  
上記(1)に同じ
- (3) 参加表明書
  - ア 提出方法  
所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。
  - イ 受付期間  
令和7年3月18日（火）から同年4月2日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時

から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年4月2日（水）午後4時必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、電子メール又は郵送とする。送付先電子メールアドレスは、募集要領配布の際に伝える。

イ 受付期間

令和7年3月18日（火）から同年4月2日（水）で（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年4月2日（水）午後4時必着とする。

ウ 回答方法

令和7年4月8日（火）より、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メールもしくはFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年4月8日（火）から同月21日（月）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年4月21日（月）午後4時必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。

イ プレゼンテーション実施の日時、場所等については、参加表明提出者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）院内搬送ロボットリース調達に係るプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）院内搬送ロボットリース調達」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(4) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(5) その他

詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Noguchi, Director of Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for leasing and procuring autonomous delivery robots for hospital article

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 4:00pm every weekday from Tuesday, April 8 through Monday, April 21, 2025

(4) Contact point for the notice:

General Affairs Department, Accounting Division, Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital, 13-9,

Rokutanji-cho, Nishinomiya-shi, Hyogo 662-0918

TEL (0798)34-5151

## 教育委員会規則

兵庫県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年3月18日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

### 兵庫県教育委員会規則第1号

#### 兵庫県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、兵庫県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、教育委員会の諮問に応じ、特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）に対する免許状の再授与に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(会議)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

3 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第2号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県立 神戸甲北高等学校	全日制		総合学科
---------------	-----	--	------

」

を

「

兵庫県立 神戸甲北高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 北神戸総合高等学校	全日制		総合学科

」

に、

「

兵庫県立 神戸鈴蘭台高等学校	全日制		普通科
----------------	-----	--	-----

」

を

「

兵庫県立 神戸鈴蘭台高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

」

に、

「

兵庫県立 長田商業高等学校	定時制	夜	商業科
			創造ビジネス科

」

を

「

兵庫県立 長田商業高等学校	定時制	夜	創造ビジネス科
---------------	-----	---	---------

に、  
「

兵庫県立 伊川谷北高等学校	全日制		普通科
---------------	-----	--	-----

を  
「

兵庫県立 伊川谷北高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 神戸学園都市高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

に、  
「

兵庫県立 尼崎高等学校	全日制		普通科
-------------	-----	--	-----

を  
「

兵庫県立 尼崎高等学校	全日制		普通科
			地域科学探究科

に、  
「

兵庫県立 西宮北高等学校	全日制		普通科
--------------	-----	--	-----

を  
「

兵庫県立 西宮北高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 西宮苦楽園高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

に、  
「

兵庫県立 川西緑台高等学校	全日制		普通科
---------------	-----	--	-----

を  
「

兵庫県立 川西緑台高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

に、  
「

兵庫県立 明石城西高等学校	全日制		普通科
---------------	-----	--	-----

を  
「

兵庫県立 明石城西高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

に、  
「

兵庫県立 三木東高等学校	全日制		総合学科
--------------	-----	--	------

を  
「

兵庫県立 三木東高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 三木総合高等学校	全日制		総合学科

に、  
「

兵庫県立 北条高等学校	全日制		普通科
-------------	-----	--	-----

を  
「

兵庫県立 北条高等学校	全日制		普通科
			STEAM探究科

に、  
「

兵庫県立 姫路南高等学校	全日制		普通科
--------------	-----	--	-----

を  
「

兵庫県立 姫路南高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 姫路海稜高等学校	全日制		普通科
			地域科学探究科

に、  
「

兵庫県立 福崎高等学校	全日制		普通科
-------------	-----	--	-----

を  
「

兵庫県立 福崎高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 播磨福崎高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

に、

「

兵庫県立 津名高等学校	全日制		普通科
-------------	-----	--	-----

を

「

兵庫県立 津名高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

に、

「

兵庫県立 淡路三原高等学校	全日制		普通科
---------------	-----	--	-----

を

「

兵庫県立 淡路三原高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

に改める。

(兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第2条関係)1の部を次のように改める。

## 1 普通科（単位制による課程を除く。）

学区	高等学校名	所属区域
第1	兵庫県立 東灘 同 御影 同 神戸 同 神戸北 同 神戸鈴蘭台 同 夢野台 同 兵庫 同 長田 同 須磨東 同 舞子 同 星陵 同 伊川谷北 同 神戸学園都市 同 伊川谷 同 神戸高塚 同 洲本 同 津名 同 淡路三原	神戸市（東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区） 洲本市 芦屋市 南あわじ市 淡路市
第2	兵庫県立 尼崎小田 同 尼崎 同 尼崎北 同 尼崎西 同 鳴尾 同 西宮南 同 西宮北 同 西宮苦楽園 同 西宮甲山 同 伊丹 同 伊丹西 同 宝塚東 同 宝塚北 同 宝塚 同 宝塚西 同 川西緑台 同 川西明峰 同 川西北陵 同 猪名川 同 北摂三田 同 三田西陵 同 柏原 同 篠山鳳鳴	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡

<p>第 3</p>	<p>兵庫県立 明石 同 明石北 同 明石城西 同 明石清水 同 明石西 同 加古川東 同 加古川西 同 西脇 同 三木北 同 三木 同 高砂 同 高砂南 同 松陽 同 小野 同 北条 同 吉川 同 社 同 多可 同 東播磨 同 播磨南</p>	<p>明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡</p>
<p>第 4</p>	<p>兵庫県立 姫路別所 同 姫路西 同 姫路飾西 同 姫路南 同 姫路海稜 同 網干 同 相生 同 龍野 同 赤穂 同 家島 同 夢前 同 神崎 同 福崎 同 播磨福崎 同 上郡 同 佐用 同 山崎 同 伊和</p>	<p>姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</p>
<p>第 5</p>	<p>兵庫県立 豊岡 同 香住 同 出石 同 村岡 同 浜坂 同 生野 同 八鹿</p>	<p>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</p>
<p>全 県</p>	<p>兵庫県立 氷上西 同 千種</p>	<p>県下全域</p>

備考1 兵庫県立家島高等学校及び兵庫県立生野高等学校の特色選抜に係る者の所属区域は、県下全域

とする。

- 2 兵庫県立氷上西高等学校の連携型入学者選抜に係る者の所属区域は、丹波市立氷上中学校及び丹波市立青垣中学校の通学区域とする。
- 3 兵庫県立千種高等学校の連携型入学者選抜に係る者の所属区域は、宍粟市立千種中学校の通学区域とする。
- 4 兵庫県立村岡高等学校の特色選抜に係る者の所属区域は定めない。
- 5 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者等の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。
- 6 西宮市山口町香花園に保護者等の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

別表第1（第2条関係）1の2の部を次のように改める。

1の2 普通科（単位制による課程）

学区	高等学校名	所属区域
第1	兵庫県立 北須磨 同 芦屋	神戸市（東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区） 洲本市 芦屋市 南あわじ市 淡路市
第2	兵庫県立 尼崎稲園 同 西宮 同 三田祥雲館 同 篠山鳳鳴	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡
第3	兵庫県立 明石 同 加古川北	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
第4	兵庫県立 姫路東 同 姫路飾西	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
第5	兵庫県立 豊岡	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡

備考1 推薦入学に係る者の所属区域は、県下全域とする。

- 2 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者等の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。
- 3 西宮市山口町香花園に保護者等の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

別表第1（第2条関係）1の3の部を次のように改める。

1の3 その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科（単位制による課程を除く。）

学区	高等学校名	学科	所属区域
第1	兵庫県立 御影 同 神戸鈴蘭台 同 神戸学園都市 同 津名 同 淡路三原	文理探究	神戸市（東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区） 洲本市 芦屋市 南あわじ市 淡路市
第2	兵庫県立 西宮苦楽園 同 川西緑台	文理探究	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡
	兵庫県立 尼崎 同 柏原	地域科学探究	
第3	兵庫県立 明石城西	文理探究	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
第4	兵庫県立 播磨福崎	文理探究	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
	兵庫県立 姫路海稜	地域科学探究	
第5	兵庫県立 八鹿	文理探究	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡

- 備考1 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者等の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。  
 2 西宮市山口町香花園に保護者等の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

別表第1（第2条関係）1の4の部を次のように改める。

1の4 その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科（単位制による課程）

学区	高等学校名	学科	所属区域
第2	兵庫県立 篠山鳳鳴	STEAM探究	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡
第3	兵庫県立 明石 同 北条	STEAM探究	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
第4	兵庫県立 姫路飾西	STEAM探究	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
第5	兵庫県立 豊岡	STEAM探究	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡

- 備考1 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者等の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。  
 2 西宮市山口町香花園に保護者等の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

別表第1（第2条関係）12の部の次に12の2の部として次のように加える。

12の2 美術に関する学科（単位制による課程）

高等学校名	学科	所屬地域
兵庫県立 明石	美術	県下全域

別表第1（第2条関係）16の部を次のように改める。

16 総合学科

学区	高等学校名	所属区域
第1	兵庫県立 神戸甲北 同 北神戸総合 同 須磨友が丘 同 淡路	神戸市（東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区） 洲本市 芦屋市 南あわじ市 淡路市
第2	兵庫県立 武庫荘総合 同 西宮今津 同 伊丹北 同 有馬	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡
第3	兵庫県立 明石南 同 加古川南 同 三木東 同 三木総合	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
第4	兵庫県立 香寺 同 太子	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
第5	兵庫県立 豊岡総合 同 和田山	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡

- 備考1 推薦入学に係る者の所属区域は、県下全域とする。  
 2 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者等の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。  
 3 西宮市山口町香花園に保護者等の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

別表第3（第3条関係）を次のように改める。

## 1 普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

高等学校名	所属区域
兵庫県立 鳴尾 同 西宮南 同 西宮 同 西宮北 同 西宮苦楽園 同 西宮甲山 同 北摂三田 同 三田西陵 同 三田祥雲館 同 三木北 同 三木 同 吉川	神戸市北区
兵庫県立 明石 同 明石北 同 明石城西 同 明石清水 同 明石西 同 三木北 同 三木 同 吉川	神戸市西区
兵庫県立 明石 同 明石北 同 明石城西 同 明石清水 同 明石西	淡路市
兵庫県立 神戸北 同 神戸鈴蘭台	西宮市
兵庫県立 神戸北 同 神戸鈴蘭台 同 三木	三田市
兵庫県立 伊川谷北 同 神戸学園都市 同 伊川谷 同 神戸高塚 同 津名	明石市
兵庫県立 神戸北 同 神戸鈴蘭台 同 伊川谷北 同 神戸学園都市 同 伊川谷 同 神戸高塚 同 北摂三田 同 三田西陵 同 三田祥雲館	三木市

兵庫県立 姫路別所 同 姫路東 同 姫路西 同 姫路飾西 同 姫路南 同 姫路海稜 同 網干 同 家島 同 夢前	高砂市
兵庫県立 高砂 同 高砂南 同 松陽	姫路市
兵庫県立 生野	神崎郡神河町
兵庫県立 神崎	朝来市

2 総合学科

高等学校名	所属区域
兵庫県立 西宮今津 同 有馬 同 三木東 同 三木総合	神戸市北区
兵庫県立 明石南 同 三木東 同 三木総合	神戸市西区
兵庫県立 明石南	淡路市
兵庫県立 神戸甲北 同 北神戸総合	西宮市
兵庫県立 神戸甲北 同 北神戸総合 同 三木総合	三田市
兵庫県立 淡路	明石市
兵庫県立 神戸甲北 同 北神戸総合 同 有馬	三木市
兵庫県立 香寺	高砂市
兵庫県立 和田山	神崎郡神河町

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。